

別紙 1 施策分野ごとの脆弱性評価及び推進方針

① 行政機能・消防・防災教育

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>大規模災害においては、町民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識は低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。</p> <p style="text-align: center;">【1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、7-1】</p>	<p>町民の防災意識の啓発【総務課】</p> <p>大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行う。また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。</p>
<p>大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-2、2-7、4-2、7-1、8-3】</p>	<p>自主防災組織等の活性化促進【総務課】</p> <p>大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である公民館毎に自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。</p>
<p>避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「高千穂町地域防災計画」に示す発令基準を順守するとともに、宮崎地方気象台等関係機関との連携を密にし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【1-3、1-4、1-5】</p>	<p>避難情報の的確な発令【総務課】</p> <p>避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「高千穂町地域防災計画」に示す発令基準を順守するとともに、宮崎地方気象台等関係機関との連携を密にし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。</p>

<p>全国瞬時警報システム（J アラート）や災害情報共有システム（L アラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。また、防災行政無線のデジタル化へ向けた整備を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【1-5、4-2】</p>	<p>災害情報の迅速・適格な伝達手段の確保、災害情報伝達手段の多様化【総務課】</p> <p>全国瞬時警報システム（J アラート）や災害情報共有システム（L アラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る。また、防災行政無線のデジタル化へ向けた整備を図る。</p>
<p>南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受け入れ、支援を有効に機能させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【2-1、2-3、2-5、3-1】</p>	<p>支援の受け入れ体制の構築【総務課】</p> <p>南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受け入れ、支援を有効に機能させる必要がある。県が示す「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を踏まえた受援計画の策定を推進する。</p>
<p>大規模災害における活動拠点の拠点機能を発揮するために必要な資機材を整備しておく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【2-1】</p>	<p>災害時の活動拠点の整備【総務課】</p> <p>災害時の活動拠点である庁舎、病院、診療所、公民館等の機能強化を図るため、必要な資機材等の配備を行う。</p>
<p>大規模災害発生時には、応急対策業務等により庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。応援協定等による支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側・受援側である関係機関との連携や応援・受援体制の充実が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【2-1、3-1、8-2】</p>	<p>自治体間の応援体制の構築【総務課】</p> <p>地方自治体、国の地方支分部局、電力・通信などのライフライン関係機関で構成する「南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会」による関係機関が一体となった訓練等を通じて災害対応能力を高める。また、県内において、津波災害を受ける沿岸市町と連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を構築を推進する。</p>
<p>生活必需品の備蓄は町民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には県外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されることから、計画的な備蓄を進める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【2-1、2-4】</p>	<p>食料・飲料水等の備蓄体制の構築【総務課】</p> <p>防災拠点である避難所、公的施設や備蓄倉庫で食料・飲料水の公的備蓄に努めるとともに、県と連携した計画的な備蓄を推進する。また、住民が各家庭や職場で、平常時から3日相当の食糧、飲料水、生活必需品物資を備蓄して、非常時に備えるよう、自主防災組織や公民館長を通じて啓発する。</p>

<p>消防体制の整備等を進めているが、引き続き施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【2-3】</p>	<p>消防の強化と充実【総務課】</p> <p>消防体制の強化を図るための、施設設備等の整備、消防団員の確保を行う。また、防災関係機関と相互に連携を保ちながら、消防職員・消防団員等の教育・訓練を実施する。</p>
<p>被災者の避難所における生活環境整備と円滑な避難所運営のためには、避難所に配備している避難所運営マニュアルの運用と避難者となる地域住民が主体的に避難所運営に関わるための取組を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【2-7】</p>	<p>避難所における生活環境の改善【総務課】</p> <p>避難者となる地域住民による運営ルールの検討、避難所運営訓練の実施等、住民と連携した取組を推進する。</p>
<p>大規模災害により避難所が使用不能になる事態や町民の命を守るため、避難所施設の機能強化を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【2-7】</p>	<p>避難所の機能強化【総務課】</p> <p>大規模災害における避難所の確保及び町民の命を守るため、避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の老朽化対策及び機能強化を促進する。</p>
<p>南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、被災規模によっては避難所も被害を受けるため避難所収容数を避難者総数が上回り収容出来ない事態が発生するおそれがある。全ての避難者を円滑に避難所に収容するには、県市町村相互応援協定等に基づき県内市町村間において広域的な避難に関する連携の取組を促進していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【2-7】</p>	<p>広域避難対策【総務課】</p> <p>大量の避難者の発生、避難所の被災等により避難所が不足することを回避するため、県外・県内市町村と交わした協定等を基に、防災訓練、避難訓練を通じ連携体制・避難体制を強化する。</p>
<p>高千穂町業務継続計画（BCP）の運用により、大規模災害が発生した場合の行政機能の維持を図る必要がある。また、必要に応じたBCPの見直しを行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【3-1】</p>	<p>高千穂町BCPの運用・見直し【総務課】</p> <p>平成31年3月に策定した高千穂町業務継続計画（BCP）について、毎年度の適切な進捗管理や訓練の実施を図り、必要に応じて内容の見直しを行う。</p>

<p>大規模災害時に住民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な消防無線を使用するために、庁舎や中継局の非常用電源設備等について整備が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【3-1、4-1】</p>	<p>電力供給遮断時の電力確保【総務課】</p> <p>災害時に必要な庁舎の非常用電源設備については整備済みであるが、設備の建屋については耐震性が確認されていない。建屋の耐震診断を行うとともに、診断結果を踏まえた整備等を検討していく。</p>
<p>大規模災害時には、本町の被災情報と物的ニーズを県災害対策本部に迅速かつ確実に報告する必要があり、県と連携した情報共有の推進を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【3-1】</p>	<p>県災害対策本部と連携強化【総務課】</p> <p>大規模災害時には、本町の被災情報と物的ニーズを県災害対策本部に迅速かつ確実に報告する必要があり、県と連携した情報共有の推進を図る。</p>
<p>災害発生時に確実な情報伝達が行われるよう、防災行政無線をはじめとした情報提供手段の多様化を確実に推進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【4-2】</p>	<p>同報系防災行政無線の整備【総務課】</p> <p>災害発生時に確実な情報伝達が行われるよう、情報提供手段の多様化（双方向通信、複数チャンネル化、画像・文字情報の通信、他のシステムとの連動）を図るため、同報系防災行政無線のアナログ方式からデジタル方式へ向けた整備を推進する。</p>
<p>罹災証明発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつながる。本町において大規模災害時に備えた人材育成等は十分とは言えないことから、発行体制の整備に加え、他の市町村や県による応援の受入体制構築を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【8-4】</p>	<p>罹災証明公布体制の確立【総務課】</p> <p>罹災証明発行に関する町独自のマニュアル作成、人材育成を検討するとともに、他の市町村や県による応援の受入体制を強化する。</p>

② 住宅・都市

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>本町における住宅の耐震化率は66.86%であり、全国平均値約82%には届いていない状況にある。耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業等による耐震化を推進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【1-1】</p>	<p>住宅・建築物の耐震化【建設課】</p> <p>高千穂町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、耐震性が不足していると見込まれる住宅や建築物に対して、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）等による耐震化を推進する。</p>
<p>本町が保有する公共施設（建築物）は101施設であり、耐震性能に劣る1981年以前に建設された施設（旧耐震設計）が3割程度となる。学校教育系施設や公営住宅については補修工事等の耐震性の改善を実施済み又は実施中であるが、建設以降手を加えていない施設もある。それらについては適切なマネジメントを行い、今後の整備を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【1-1、3-1】</p>	<p>公共施設の耐震化【建設課】</p> <p>老朽化が進む公営住宅に関しては「高千穂町公営住宅長寿命化計画」に基づいた補修工事や建て替えを行う（公営住宅等整備事業の推進）。また、建設以降手を加えていない公共施設に関しては、整備費用が大きくなることが予想されるため、適切なマネジメントを行い検討していく。</p>
<p>住宅用火災警報器設置の設置はある程度進んでいるが、法律による義務化以前に建築された住宅への設置が課題であり、設置を促進する必要がある。また、通電後の火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置についても促進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【1-2、7-1】</p>	<p>住宅の火災予防対策【総務課】</p> <p>住宅用火災警報器の既存住宅への設置について、広報紙等の各種メディアや消防防災関係イベントを利用した広報啓発に加え、消防本部や消防団による個別指導など、現在行われている取組を継続する。</p>
<p>上水道及び簡易水道施設ともに「災害時に重要な拠点となる施設」に繋がる管路について耐震化が完了している。しかし、耐用年数を超える管路が上水道施設で8.8%（5.8km）、簡易水道では正確な状況が把握されていないため、老朽化の更新に</p>	<p>上水道施設等の耐震化【上下水道課】</p> <p>上水道及び簡易水道施設ともに「災害時に重要な拠点となる施設」に繋がる管路について耐震化が完了しており、今後は、適切な維持管理を推進する。また、耐用年数40年以上の老朽管の更新に合わせて耐震管・耐震適合管への計画的な整備を推</p>

<p>合わせた耐震管・耐震適合管への計画的な整備が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【2-1、6-2】</p>	<p>進する。</p>
<p>過疎化や人口減少に伴う、住居区域の空洞化は地域コミュニティの衰退を招き、災害時の協力や災害後の復旧・復興活力が失われるおそれがある。また、過疎地域のほとんどが災害のおそれがある区域であり、災害時に孤立する可能性が高い。都市計画を行う上での防災・減災対策として、居住や都市の生活を支える機能（医療・福祉・商業、公共交通等）の誘導・再編による災害に強いまちづくりを行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【2-2】</p>	<p>コンパクトシティの推進【建設課】</p> <p>居住や都市の生活を支える機能の誘導や災害のおそれがある区域からの誘導を行い、災害に強いまちづくりを推進するための、立地適正化計画及び都市計画マスタープランを策定する。</p>
<p>地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【2-2、2-7、7-4、8-2、8-3】</p>	<p>中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化【農地整備課、農林振興課】</p> <p>中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援を行う。</p>
<p>大規模災害時に緊急輸送道路等の沿道建築物が倒壊した場合、通行障害による救助、救急、支援の遅延や途絶のおそれがある。大規模地震に対応する耐震化が進んでいない沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【2-5、4-1、5-2、6-4】</p>	<p>沿道建築物の耐震化【建設課】</p> <p>沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける。</p>
<p>町の下水道施設（処理場、主要な管渠等）はレベル2地震動に対応しているが、被災による下水道施設の機能停止は疫病・感染症の要因になるおそれがあるため、施設の適切な維持管理を推進する必要がある。また、高千穂町下水道BCPにも続く防災訓練を実施し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を推進する必要がある。</p>	<p>下水道施設の維持管理と下水道BCPの運用【上下水道課】</p> <p>下水道施設（処理場、主要な管渠等）の適切な維持管理と老朽化対策を行う。また、高千穂町下水道BCPに基づく防災訓練を実施し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を推進する。</p>

<p>ある。</p> <p style="text-align: right;">【2-6、6-3】</p>	
<p>避難場所に指定された公園の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【7-1】</p>	<p>避難場所に指定された公園等の整備推進【建設課】</p> <p>避難場所に指定された公園における、施設の計画的な更新・補修を行う。</p>
<p>被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の要請を確実にを行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【8-2】</p>	<p>被災建築物応急危険度判定士等の要請体制の構築【総務課】</p> <p>大規模地震等で被災した建築物及び宅地等における二次的な被害を防ぐため、建築物及び宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定・表示を行う「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の要請について、円滑かつ迅速に要請ができるよう体制を構築する。</p>
<p>大規模災害の発生に備え、仮設住宅の建設候補地を確保する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【8-3、8-4】</p>	<p>応急仮設住宅供給体制の充実【建設課】</p> <p>大規模災害の発生に備え仮設住宅の建設候補地を早期に確保するため、本町で進めている候補地の整備と積み増しの強化を図る。</p>

③ 保健医療・福祉

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿は作成済みであるが、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。</p> <p style="text-align: center;">【1-1、1-2、1-3、1-4、1-5】</p>	<p>避難行動要支援者対策の推進【福祉保険課】</p> <p>避難行動要支援者の名簿の適切な更新と運用を行うとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいた取組みを推進していく。</p>
<p>災害により病院機能が麻痺することは、入院患者はもとより医療措置の必要な被災者の生命に関わる。災害時には病院機能を維持し、災害のフェーズに対して継ぎ目無く円滑に行われるよう、病院における BCP 策定を推進する必要がある。また、現行の災害対応マニュアルについては BCP の考え方に基づいた見直しを図る必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【2-1、2-5】</p>	<p>医療 BCP の策定【高千穂病院】</p> <p>災害時における病院の被災状況、地域における病院の特性、地域でのニーズの変化に耐えるため、病院機能の損失を出来るだけ少なくし、機能の立ち上げ・回復を早急に行い、継続的に被災患者の診療にあたるよう、病院における BCP 策定を推進する。また、現行の災害対応マニュアルについては BCP の考え方に基づいた見直しを図る。</p>
<p>南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、被災地が広範囲に及ぶことから、消防援助隊、自衛隊・警察、災害派遣医療チーム（DMAT）など関係機関の応援を迅速かつ円滑に受け入れる必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【2-3、2-5】</p>	<p>DMAT 受入の体制整備【高千穂病院】</p> <p>災害時に迅速かつ適切な医療・救護を行うため、関係機関（特に県北中核病院の県立延岡病院）と連携を行い、災害派遣医療チーム（DMAT）受入のための体制を整える。また、DMAT 要請のために用いる広域災害救急医療情報システム（EMIS）の研修会・講習会の参画により、EMIS の円滑な活用を図る。</p>
<p>災害発生時には、広域災害救急医療情報システム（EMIS）での入力・情報共有が円滑に実施できるよう訓練や研修会に参画する必要がある。また、現行の災害対応マニュアルについて適切な運用と必要に応じた見直しを図る必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【2-5】</p>	<p>災害時の医療体制整備【高千穂病院】</p> <p>災害発生時に広域災害救急医療情報システム（EMIS）での円滑な入力・情報共有が図られるよう、職員や医療施設の関係者を対象にした研修会へ参画する。また、現行の災害対応マニュアルについて適切な運用と必要に応じた見直しを図る。</p>

<p>避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から感染症予防や衛生対策を推進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【2-6】</p>	<p>被災地における感染症予防・衛生対策【保健センター、町民生活課】</p> <p>避難所における感染症発生防止のため、被災者の感染症予防及び消毒や害虫駆除においては平時に加え災害発生時により迅速に実施できる体制を構築する。また生活ごみやし尿の適正処理について、西白杵広域行政事務組合と連携を図って迅速に対応し、感染症の発生・蔓延防止に努める。</p>
<p>避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する必要があるとともに、自宅避難者、車中泊等の避難所外の避難者の健康対策についても検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【2-7】</p>	<p>避難者の健康対策【保健センター】</p> <p>避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する。自宅避難者、車中泊等の避難所外の避難者の健康対策についても、県、民間団体、ボランティア等との連携による避難者の把握方法及び支援方法について検討を進める。</p>
<p>本町における要配慮者の避難先である福祉避難所は、現在3箇所であり大規模災害などの長期にわたる避難所生活には対応できないおそれがあるため、福祉避難所の確保を推進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【2-7】</p>	<p>福祉避難所の整備【福祉保険課】</p> <p>一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、福祉避難所増設（公共施設を含めた複合施設）の検討を進める。</p>
<p>被災者支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区をなくし充足率100%を目指す必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【8-3】</p>	<p>民生委員・児童委員の確保【福祉保険課】</p> <p>突発的な災害による民生委員・児童委員の不足の事態を解消するため、県が示す「宮崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例」及び「宮崎県民生委員の定数に関する規則」に基づく、民生委員・児童委員の適正な配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する。</p>
<p>被災者生活支援措置（被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等）を迅速かつ円滑に実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【8-4】</p>	<p>被災者の生活再建支援【福祉保険課】</p> <p>被災者生活支援措置（被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等）の制度を通じた被災者への支援を図るとともに、内容及び手続についての円滑化や市町村間の応援体制の検討等により迅速かつ確実な実施体制の構築に努める。</p>

④ 物資・エネルギー・情報通信

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【1-5、2-2、2-7】</p>	<p>携帯電話エリア整備【企画観光課】</p> <p>緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、県や通信事業者と連携し携帯電話のエリア整備を検討していく。</p>
<p>南海トラフ地震などの大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状況確認が困難になる。</p> <p style="text-align: right;">【2-2、2-7】</p>	<p>避難施設における通信整備の確保【総務課】</p> <p>通信事業者の協定により、災害時における特設公衆電話利用のための通信回線及び電話機接続端子の設置を行っている。災害時の運用を確実にできるよう定期的な通話試験や回線試験の実施を行う。</p>
<p>電力・通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【4-1】</p>	<p>電力・通信事業者における災害対策【総務課】</p> <p>電力・通信事業者等における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。</p>
<p>情報通信の効果的・効率的な復旧のために、電力・通信事業者との連携を図り、応急活動体制の整備を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【4-1】</p>	<p>情報インフラの確保対策【総務課】</p> <p>国、県、電力・通信事業者との連携を強化し、あらゆるメディアを駆使して災害情報が一人ひとりに伝わる仕組みを構築する。また、Lアラートの普及とライフライン情報の拡大等発信情報の品質向上や情報の更なる利活用に向けた取り組みを推進する。</p>

エネルギー供給源の多様化のため、太陽光、バイオマス、小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。

【6-1】

再生可能エネルギーの導入・促進【総務課、農地整備課】

防災拠点等におけるエネルギー供給源の多様化のため、小水力発電事業を検討する。また、再生可能エネルギー発電（太陽光発電設備）に取り組む中小企業等に対して、県の取組みを通じた導入支援を行う。

⑤ 産業

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>本町では約 140 万人／年（H30 年観光統計）の観光客が訪れる。大規模地震等を想定した人命の保護を最大限図るためには、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【1-5、2-4】</p>	<p>旅行者等への防災対策【企画観光課】</p> <p>観光客の安全を確保するために、関係事業者と連携し、観光客の安全対策等の意識啓発を図るとともに、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなどの検討を行っていく。</p>
<p>大規模災害が発生した場合、多くの企業が倒産や事業の縮小などに追い込まれるおそれがある。また、直接の地震被害を受けていない会社でも、サプライチェーンの影響を受ける等の二次的被害も想定される。企業の BCP 策定は災害後の復旧・復興に大きく影響するため、特に資本の小さい中小企業については BCP 策定を促進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【5-1、6-1】</p>	<p>企業の BCP 策定の促進【総務課】</p> <p>県の取組みを通じて、BCP 周知のためのセミナーや BCP 策定に基づく中小企業に対する金融支援により、企業 B C P 策定の促進を図る。</p>
<p>被災による企業の復旧・復興の遅れは地域の衰退に繋がるおそれがある。被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう、県や関係金融機関等と連携した取組みが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【5-1】</p>	<p>被災中小企業等の再建支援【総務課】</p> <p>被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう、県や関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に想定しておく。</p>
<p>災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、県、食品産業事業者、関連産業事業者等における連携・協力体制について検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【5-3】</p>	<p>備蓄物資の救急体制の強化【総務課】</p> <p>町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、県と連携し、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力体制の強化を推進する。</p>

<p>地震や津波による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【7-3】</p>	<p>危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保【総務課】</p> <p>消防法危険物、高圧ガス及び火薬類等の各種危険物に係る貯蔵や取扱い等について関係従事者への指導を強化するとともに、関係事業者等と連携を図りながら、産業保安の確保を促進する。</p>
<p>災害後の安全性への不安により旅行等を控える観光客への対策として、ホテル・交通等の県内観光事業者と連携した情報発信や旅行会社へのプロモーション等について検討しておく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【7-5】</p>	<p>観光客誘致対策【企画観光課】</p> <p>災害後の安全性への不安により旅行等を控える観光客対策として、県や観光事業者等と協力して災害等に関する正確な情報を収集するとともに、正確な情報の発信やプロモーションを行う。</p>

⑥ 交通・物流

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、5-1、5-2、8-1、8-2】</p>	<p>緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【建設課】</p> <p>宮崎県が策定する「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づいた緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・県・建設業者等と連携した啓開体制の構築を推進する。</p>
<p>山間地等における避難路や代替輸送路を確認するため、国道・県道・町道・農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、地域交通ネットワークとしての整備と適正な保全対策が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【2-2、6-4】</p>	<p>道路の整備と防災対策【建設課、農地整備課、農林振興課】</p> <p>山間地等における避難路や代替輸送路を確認するため、国道・県道・町道・農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、地域交通ネットワークとしての整備と適正な保全対策を県と連携して推進する。また、道路の被災が予想される箇所の定期的な巡視パトロールを実施し、実態の把握に努める。</p>
<p>本町にアクセスする緊急輸送道路は、一般国道では国道 218 号及び国道 325 号、主要地方道では竹田五ヶ瀬線となっており、老朽化や防災対策を促進する必要がある。また、高速道路については国による整備が進められており、事業中区間の早期完成及び未事業化区間の早期事業化を要望していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【5-1、5-2】</p>	<p>高速道路整備の促進【建設課】</p> <p>東九州自動車道及び九州中央自動車道の整備は、災害時にも機能する信頼性の高いネットワークの確保にも期待できる。東九州自動車道は、物流の効率化と安全性を高める観点から暫定二車線区間の四車線化と、九州中央自動車道は、東西軸の強化のためにも事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。</p> <p>国道の老朽化・防災対策の促進【建設課】</p> <p>本町にアクセスする国道について、施設修繕計画等に基づいた、橋梁やトンネル等の補修と防災対策を促進する。</p>

緊急輸送道路の代替輸送や地域への食糧等の供給手段として、国道・県道・町道・農道・林道は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備と適正な保全対策が必要である。

【5-3】

緊急輸送等のための交通インフラの確保【建設課、農地整備課、農林振興課】

緊急輸送道路の代替輸送や地域への食糧等の供給手段として、国道・県道・町道・農道・林道は社会基盤上重要な施設である。高規格幹線道路などへアクセス可能な道路や町内交通ネットワーク上の重要な道路について整備と適正な保全対策を県と連携して推進する。

⑦ 農林水産

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>人命・財産への影響のあるため池における「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【1-4、5-3、7-2、7-4】</p>	<p>農業用ため池の防災対策【農地整備課】</p> <p>人命・財産への影響のあるため池に対して、県と連携した調査・点検を推進するとともに「ため池ハザードマップ」の作成を行う。また、「ため池ハザードマップ」を用いた近隣住民への周知と決壊の恐れのあるため池の整備を推進する。</p>
<p>本町の基幹産業である第1次産業の被災は、地域の衰退や食糧供給の停滞に繋がるおそれがある。災害時においても経済活動が継続されるよう産業基盤の強化が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【5-3、7-4】</p>	<p>農地農業用施設の保全【農地整備課】</p> <p>本町の基幹産業である農業に関して、災害時の被害軽減や経済活動が継続されるよう農地農業用施設の整備を推進する。</p>
<p>適切に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障をきたすおそれがある。このため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【7-4】</p>	<p>森林整備の推進【農林振興課】</p> <p>本町では、地区毎に経営管理権集積計画を行い、森林の公益的機能の発揮に支障を起すおそれのある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進している。引き続き、所有者が不明な森林等の改善と森林整備を推進するため、経営管理権集積計画の適切な見直しを図る。</p>
<p>農林業被害（鳥獣等）による耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が懸念されるため、総合的な対策を推進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【7-4】</p>	<p>鳥獣被害防止対策の推進【農林振興課】</p> <p>有害鳥獣からの被害軽減にむけて、猟友会等と連携を図りながら、各地域におけるソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。</p>

⑧ 国土保全

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>近年の気象変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあるため、河川改修の推進や継続的な水防活動を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【1-3】</p>	<p>河川改修事業の推進と水防活動の実施【建設課】</p> <p>近年の気象変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあるため、確実かつ継続的な水防活動の実施と、必要性・緊急性を総合的に判断しながら河川改修等を推進する。また、宮崎県が示す五ヶ瀬川洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップの作成・公表を推進する。</p>
<p>気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進めるため、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県と連携・協力して防災・減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【1-3】</p>	<p>水防災意識社会の再構築【総務課、建設課】</p> <p>気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県と連携・協力して防災・減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進める。</p>
<p>山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、山地災害危険地区等における治山施設や森林の整備を推進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【1-4、7-2】</p>	<p>治山事業の推進【農林振興課】</p> <p>山地災害危険地区に指定されている森林においては、危険地区の解消を図るため、県等と連携した治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を図る。</p>
<p>本町は山間地が多く、土砂災害危険箇所も数多く抱えることから、土砂災害危険箇所の指定促進（現状の指定率 69.4%）と土砂災害ハザードマップを用いた危険箇所の周知を進めるとともに、急傾斜地崩壊対策や土砂災害防止対策を推進していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【1-4】</p>	<p>土砂災害危険箇所の周知と対策【総務課、建設課】</p> <p>本町は山間地が多く、土砂災害危険箇所も数多く抱えることから、土砂災害危険箇所の指定促進（現状の指定率 69.4%）と土砂災害ハザードマップを用いた危険箇所の周知を進める。また、危険箇所の解消を図るため、県と連携した急傾斜地崩壊対策や土砂災害防止対策を推進していく。</p>

<p>限りある水資源を有効に活用するため、健全な水循環の保全を進める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【6-2】</p>	<p>健全な水環境の維持・回復【農地整備課】</p> <p>豊かな水資源を保全するため、県と連携しながら、持続可能な地下水の保全に努める。水源地域の水源涵(かん)養機能を維持するため、県及び森林所有者等との連携協力により水源地域の保全を推進する。</p>
<p>本町における地籍調査の進捗状況は9割程度であるが、災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、未調査地域の地籍調査を推進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【8-3】</p>	<p>地籍調査の推進【税務課】</p> <p>円滑な復旧・復興を行うため、年次計画に基づいた未調査地域の地籍調査を推進する。</p>

⑨ 環境

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>大規模災害による、ごみ収集・汚水処理施設等（西白杵衛生センター）が被災した場合、収集の遅れや施設の処理の停滞などが想定されるため、災害時のごみ収集・し尿処理体制を構築する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【6-3】</p>	<p>ごみ収集・汚水処理施設の対策、合併処理浄化槽の設置推進【町民生活課】</p> <p>大規模災害による、ごみ収集・し尿処理施設（西白杵衛生センター）が被災した場合、収集の遅れや施設の処理の停滞などが想定されるため、近隣自治体や事業所などの相互応援体制を整備し、迅速なごみ収集・し尿処理体制の確立を図る。また、補助金制度を活用した単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を一層推進する。</p>
<p>大規模自然災害による有害物質の拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、平時から県などの関係機関と連携を強化し体制を構築する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【7-3】</p>	<p>有害物質拡散・流出の防止対策【町民生活課】</p> <p>大規模自然災害による有害物質の拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、平時から県などの関係機関との連携を強化し体制を構築する。</p>
<p>南海トラフ巨大地震を想定し平成28年4月に策定した「西白杵広域行政事務組合災害廃棄物処理実施計画」に基づき、近隣自治体及び廃棄物関係団体等と相互協力を図り、迅速な処理体制の構築・維持をしていく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【8-1】</p>	<p>災害廃棄物処理の体制整備【町民生活課】</p> <p>高千穂町地域防災計画及び西白杵広域行政事務組合災害廃棄物処理実行計画に基づき、災害廃棄物等の適正処理について西白杵広域行政事務組合と連携を図り、災害時の環境衛生の保全と早期の復興に努める。</p>